

○東京都台東区公害健康被害診療報酬審査会条例

昭和50年12月19日

条例第57号

改正 昭和62年12月18日条例第37号

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付に係る診療報酬請求書の審査を行うため、区長の附属機関として、東京都台東区公害健康被害診療報酬審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第23条第1項に規定する診療内容及び診療報酬に関すること。
- (2) 法第24条に規定する療養費に係る診療内容及び額に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、医師(医師法(昭和23年法律第201号)第2条に規定する医師をいう。)及び薬剤師(薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条に規定する薬剤師をいう。)のうちから区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、審査会において必要があると認めるときは、その会議に、関係者、専門的事項について学識経験を有する者その他参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月18日条例第37号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。